選挙運動用ポスター作成契約書

令和6年10月27日執行衆議院議員小選挙区選出議員選挙(宮城県第　　区)候補者　　　　　　　(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、公職選挙法第143条の規定による選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

1 　品　名

　　公職選挙法第143条の規定による選挙運動用ポスター

2 　数　量　　　　　　　　　　枚

3 　金　額　　　　　　　　　　　円(単価　　　　　　円)(消費税を含む。)

4 　納入期限　　　令和　　年　　月　　日

5 　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第110条の４の規定に基づき、宮城県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、宮城県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は宮城県に請求できない。

甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

　　令和　　年　　月　　日

甲　　　衆議院議員小選挙区選出議員選挙(宮城県第　　区)候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印